

グループ通算制度の活用と実務対応のポイント ～通算制度への移行で何が変わるのか?～

 **Trust** 税理士法人トラスト
Tax Consulting Firm

公認会計士・税理士 足立 好幸

目次

- 第1部 連結納税制度の見直しとグループ通算制度の概要・・・P2～38
- 第2部 グループ通算制度の個別論点・・・・・・・・・・・・・・・・P2～65
- 第3部 グループ通算制度の実務対応・・・・・・・・・・・・・・・・P2～58

第1部

連結納税制度の見直しとグループ通算制度の概要

I 連結納税制度の見直しの背景と目的

連結納税制度は、税額計算が煩雑である、**税務調査後の修正・更正等に時間がかかり過ぎる**、といった問題がある。

企業は、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、連結納税制度を採用しない。

税務当局は、税務調査の事務負担に耐えられない。

- 企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図る。
- 連結納税法人も、単体納税法人と同じ手続で税務調査が行えるようにして、税務調査の事務負担の軽減を図る。

連結納税制度を抜本的に見直し、**グループ通算制度**に移行する。

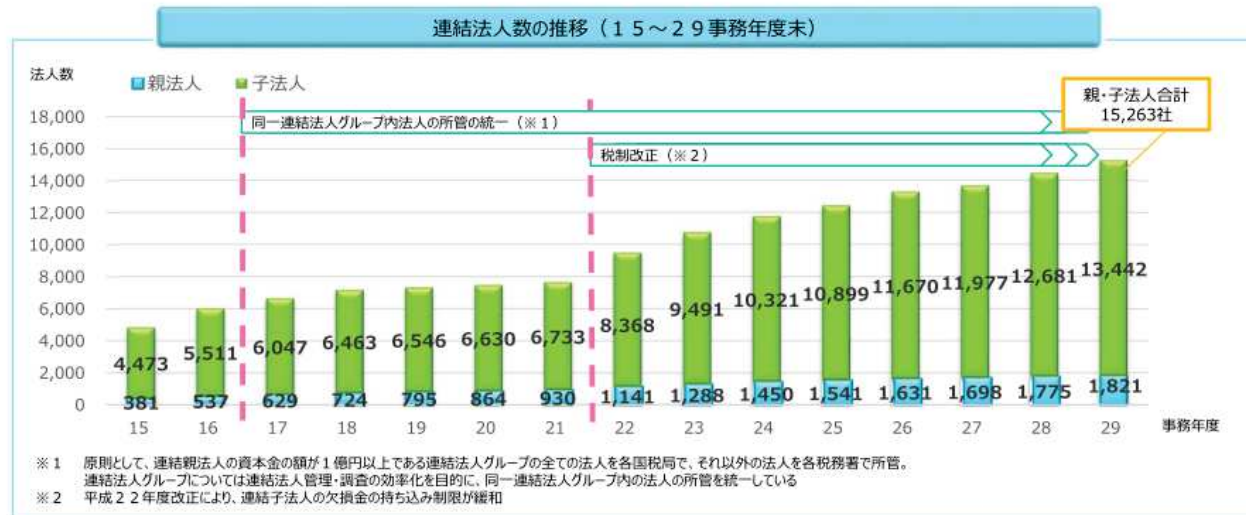
個別申告方式の採用

税務調査の**遮断措置**の採用

開始・加入時の制限緩和

連結法人数の推移等

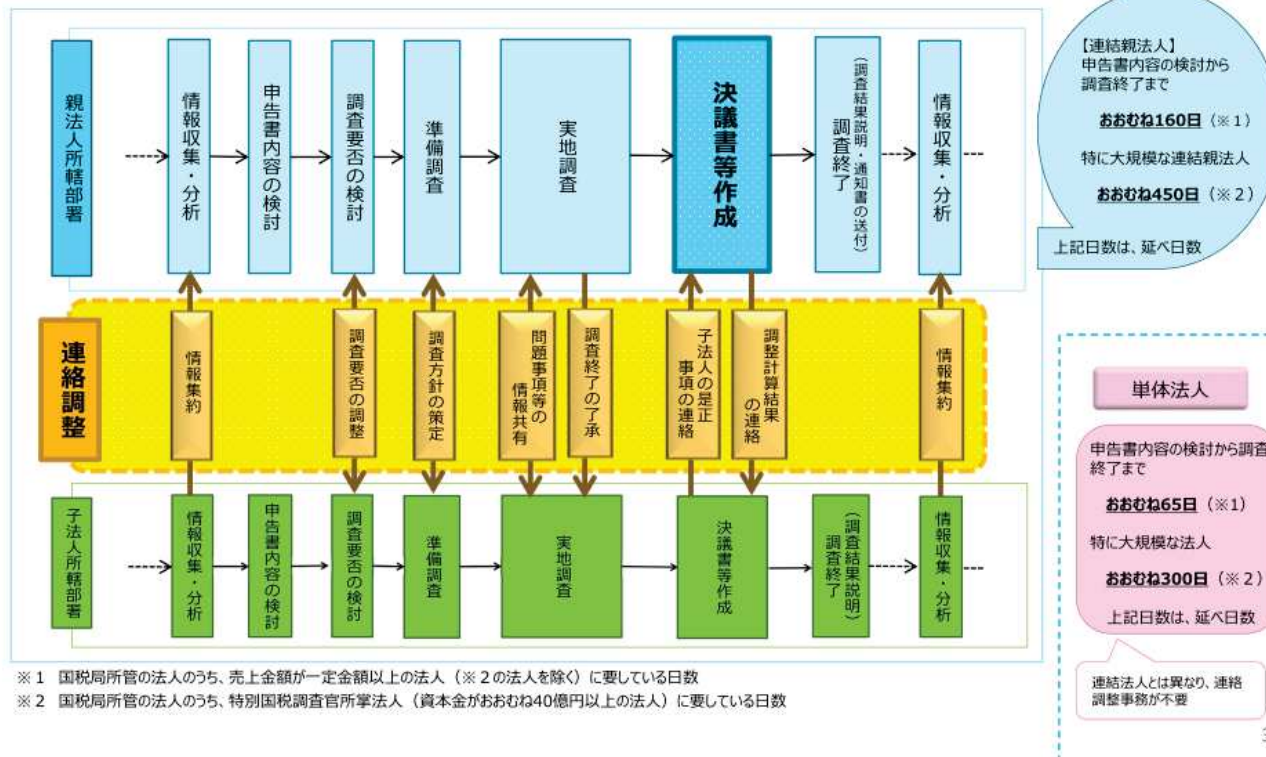
➤ 連結納税制度の創設以降、連結法人の数は一貫して増加（平成22年度税制改正以降、更に増加）



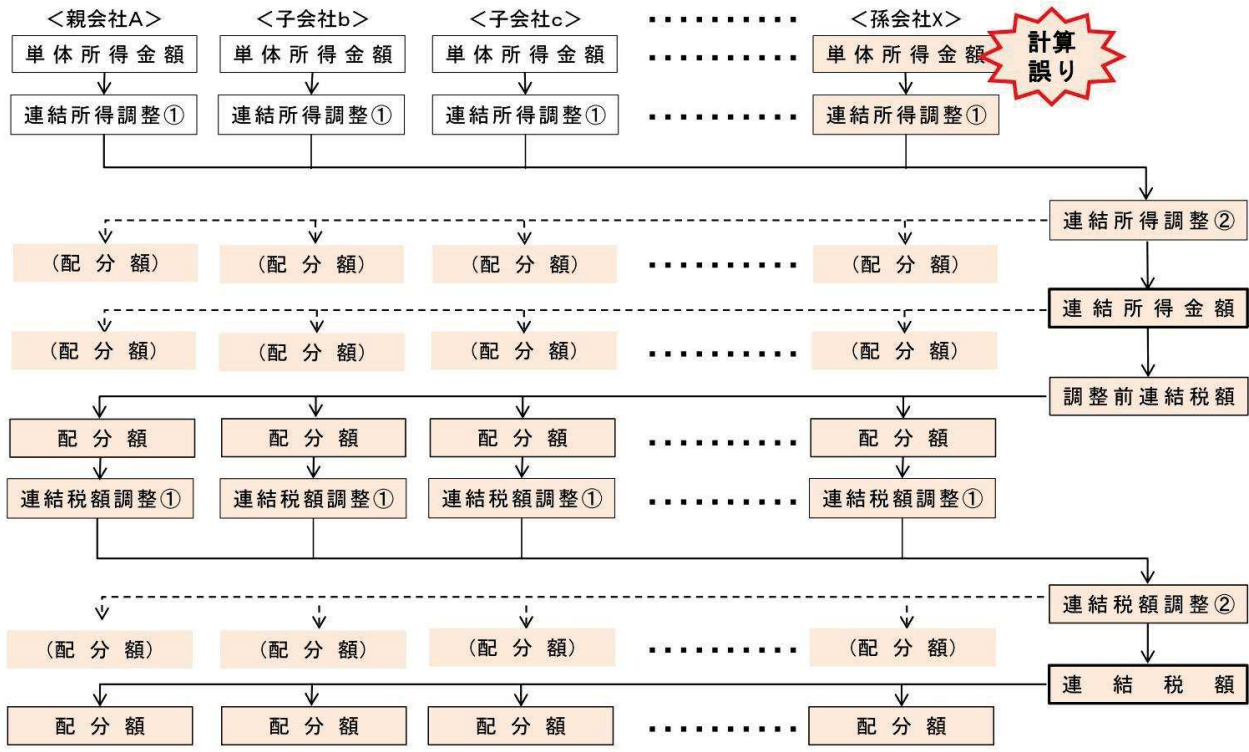
1 [出典] 国税庁説明資料（平成31年2月14日）

連結法人の調査事務の概要

- 連結法人の調査に当たっては、調査開始前から終了までの間、各部署間の連絡調整が必要
- 連結納税制度を適用していない法人（単体法人）に比し、連絡調整や調査結果を取りまとめた書類（決議書）の作成に事務量が必要



現行制度における所得計算誤りがあった場合の影響(イメージ)



- 孫会社xが所得金額の計算を誤った場合、各社の個別帰属額を再計算する必要。

[出典] 財務省 説明資料(連結納税制度)平成31年2月14日